

平成30年度
栄町社会福祉協議会
事業計画書

社会福祉法人 栄町社会福祉協議会

【基本方針】

今日の社会福祉を取り巻く状況は、本格的な人口減少社会に突入し、少子高齢化の進行、高齢者単身・夫婦のみ世帯の増加とともに世帯で複数の課題を抱えるなど、深刻な福祉課題・生活課題が生じてきております。

また、個人志向の高まりや価値観の多様化により、地域におけるつながりが希薄になるなど、地域コミュニティの機能の低下が懸念されています。

千葉県では、県民が自発的に地域課題の解決を図り地域をより豊かにしようとする、県民主導の地域づくりをより一層促進していくため、平成30年度から始まる次期「千葉県県民活動推進計画」を策定中です。

当会でも、住民主導による地域福祉力向上を目指し、平成25年度に、ふれあい・知りあい・助け合いの輪を広げ「栄町のしあわせ文化を創ろう！」を基本理念とする「第2次地域福祉活動計画（平成26年度～平成30年度）」を策定し、本年度は、計画の最終の年になります。

本年度も昨年に引き続き、地域の課題や町民の困りごとにしっかりと向き合っただけで対処していくための相談事業の充実と、地域の支え合い活動に参加する人材育成に力を注いでまいります。

また、住民相互の顔の見える関係づくりを地域に広めるため、高齢者サロンや多世代サロン等、現在、地域で行われている交流事業の支援の充実を図るとともに、新たなサロン活動等の立ち上げを支援してまいります。

当会では、本計画の実施主体は、地域で暮らす人々であることを念頭に置きながら、地域の皆さんが、地域を支える一員として、無理なく「近所（共助）」の活動ができるよう、地域住民、民生委員、主任児童委員、ボランティア及び福祉サービスを提供する事業者など、地域の各種団体や組織の相互理解と協働の推進を図りながら、計画の推進を図ってまいります。

【重点目標】

基本目標Ⅰ：地域の見守り・支え合い活動を充実させます

地域のグループや地域組織が、特に高齢者や障がい者・子育て世代など、さまざまな社会的孤立を防止するために、見守り活動やサロン活動による、顔の見える関係づくりを支援していきます。

そして、日常生活に不安を抱える人が、気軽に助けを求められるような「助け上手、助けられ上手を増やす地域づくり」を促進します。

【主な事業】

- ボランティア活動支援
- サロン活動支援
- すくすく赤ちゃんサポート事業
- 給食サービス・友愛訪問事業

基本目標Ⅱ 情報や困りごとを分かち合える環境づくりを推進します

地域のつながりが希薄化する中、社会的孤立や経済的困窮など、深刻化する福祉課題を解決するため、町や関係機関と連携しながら相談事業や生活再建支援、自立支援事業を強化していきます。

また、単独で公共機関を利用して移動することが困難な方が増えていることから、外出支援事業を一層推進します。

【主な事業】

- 相談事業
- 生活困窮者への生活再建支援
- 日常生活自立支援事業
- 外出サポート事業

基本目標Ⅲ 福祉の心を育み、広げていきます

ボランティア活動や福祉に対するきっかけづくりを行うため、関係機関と連携を図りながら地域に出向き、講座等を行います。

また、子どもたちに、高齢者や障がい者に思いやりのある心を育てるために、町教育委員会や小・中学校と連携し、福祉教育を推進していきます。

【主な事業】

- ボランティアサポート事業等への参加促進
- 福祉教育推進事業
- 出前講座（認知症サポーター養成講座等）

基本目標Ⅳ 災害時に地域で助けあいによる環境づくりを進めます

有事の際、当会職員及びボランティアによる栄町災害ボランティアセンターの立ち上げが円滑に進むよう、栄町地域防災計画と整合性を図り、計画の策定とセンターの運営スタッフの育成に努めます。

また、町民の防災意識の向上のための防災講演会や災害時における各家庭で必要な食糧や飲料水などの物資の確保について、日常生活で食べている食品を確保し、食べた分を補充しながら備蓄に利用する「回転備蓄」方式を当会が実践しながら、町民にPRしていきます。

【主な事業】

- 災害ボランティアスタッフの育成
- 防災講演会の実施
- 災害用品回転備蓄の推進

【平成30年度事業計画】

NO	実施事項	事務事業名	方針	活動計画		事業内容
				宣言	アクション	
1	法人運営事業	法人運営事業	継続	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会・評議員会の計画的な開催と、チェック機能の強化等制度改正に基づく確実な執行を図ります。 ・新経理規程に基づく適正な会計処理及び計算書類等の作成を行います。 ・職員の資質向上のため、計画的に研修等に参加します。 ・地域福祉活動計画に基づく事業を円滑に推進するため、その実現に向けた各事業の精査及び必要な財源確保を図っていきます。
2		運営体制の充実・強化と財源確保	継続	—	—	
3	地域福祉事業	ボランティア育成・支援事業	継続	4 5	7 8 9	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における見守り・支え合い活動を行う人材育成を図るため、ボランティア活動へのきっかけを重視した体験教室やボランティア講座を開催します。 ・ボランティアの受け入れ施設を増加させるなど、多様な活動の場の提供を行い、登録ボランティア活動を促進させます。 ・栄町ボランティア・NPO連絡協議会の事務局を担うと共に、必要な助言、援助を行い、組織力の強化に努めます。また、立ち上がって間もない団体に対しても自立に向けた支援を行います。
4		福祉教育の推進	継続	1 3 4 5	2 5 8 9	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がい者に対して思いやりのある心を育てるため、町教育委員会の協力を得ながら、高齢者疑似体験講座や認知症サポーター養成講座を町内小中学校で開催します。 ・子供たちのボランティアへの関心を深め、活動を促進するため、さわやか青少年センターが行うボランティアパスポート事業やその他の団体が行う感想文やポスターの募集などへの参加促進を行い、実施団体から表彰を受けた場合には、社協だよりやホームページなどの媒体で掲載し、更に活動を高めまていきます。 ・認知症サポーター養成講座については、職員2名と当会登録ボランティア1名がキャラバンメイト（講師資格）となっているので、関係部署との調整を図りながら、地域に出向き、認知症に対する理解者を増やしていきます。
5		相談事業	継続	2	3	<ul style="list-style-type: none"> ・多様化する相談に的確かつ迅速に対応するため、現行の民生委員による「ふれあい相談」や弁護士による「法律相談」、司法書士による「司法書士相談」の他、弁護士会や法テラス等が開設する無料電話相談窓口等、各種相談支援機関との横断的な連携を図り、問題の早期解決に努めます。また、1年を通して職員による「よりそい相談」を行い、適切な支援や取次を行います。 ・生活困窮者自立支援事業の受託事業者との連携をより強化し、就職や家計支援など自立に向けた適切な支援を継続的に行います。

【平成30年度事業計画】

NO	実施事項	事務事業名	方針	活動計画		事業内容
				宣言	アクション	
6	地域福祉事業	広報・啓発活動	継続	4 5 7 8	7 9 10 14 15	<ul style="list-style-type: none"> ・本会の活動を多くの町民に知っていただき、本会への支援や事業を活用していただくため、町広報紙面の活用と年4回の「社協だより」の発行を行います。この際、より見やすい紙面とするため、構成やカラー化を予算の範囲内で推進します。 ・ホームページについて、最新の情報をボランティアの協力を得ながら掲載します。 ・町の各種イベントや自治会役員会等への積極的な参加などにより啓発活動を行います。
7		栄町地域支え合い体制づくり事業	継続	8	15 16	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の孤立防止と日々の見守り体制の構築による「顔の見える関係づくり」を地域に広げるため、地域の中の助けあい活動を行うボランティア等に対して、助言や助成を行います。 ・地域サロン活動の充実のため、貸出用レクリエーション備品等の充実や課題を把握し、支援を行います。
8		すくすく赤ちゃんサポート事業	継続	2	4	<ul style="list-style-type: none"> ・子供の虐待や育児放棄などにつながる育児中の親の孤立化防止のため、新生児の親に対して民生委員や主任児童委員が関わり、赤ちゃん用品の配布を通じて訪問事業を行い、育児中の不安に対する支援と地域で身近に相談・見守りのできる体制づくりの推進を図ります。
9		福祉団体助成事業	継続	1	1	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の身近な居場所づくりや見守り活動等を行うボランティア団体等に対し、活動資金の一部を助成して事業継続を支援します。 ・新たに活動を始める団体等に対して、備品費等を加えた準備資金を補助し、容易に事業スタートが図れるよう支援します。
10		日常生活自立支援事業	継続	2	3 4	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活を営む上で必要な情報の入手や理解、判断、意志表示等がひとりで適切に行うことが困難な方に支援員を派遣して地域での自立した生活を支援します。 ・制度のPRや地域包括支援センター等の関係機関と連携を図りながら潜在する利用対象者の発掘を行います。
11		災害ボランティア事業	継続	6	11 12	<ul style="list-style-type: none"> ・有事の際に栄町災害ボランティアセンターを円滑に立ち上げられるよう、町の地域防災計画と整合させた計画を策定します。 ・栄町ボランティア・NPO連絡協議会と協力して、立ち上げ訓練や県社協等が行う研修会を活用して、運営スタッフの育成を図ります。 ・町民の防災意識の向上のための防災講演会や災害時における各家庭で必要な食糧や飲料水などの物資の確保について、日常生活で食べている食品を確保し、食べた分を補充しながら備蓄に利用する「回転備蓄」方式を当会が実践しながら、町民にPRしていきます。

【平成30年度事業計画】

NO	実施事項	事務事業名	方針	活動計画		事業内容
				宣言	アクション	
12	在宅福祉事業	外出サポート事業	継続	2	3 4	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護者、身体障害者等の自立支援と生活の向上を図るとともにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るため、ボランティアの協力を得て、福祉有償運送事業を継続して行います。 ・29年度からの利用条件の緩和による利用者の増加に対応するため、送迎ボランティアの募集及び養成を行います。
13		給食サービス事業	継続	8	16	<ul style="list-style-type: none"> ・見守りが必要なひとり暮らし老人宅等へ毎週金曜日に夕食の弁当を配食して、日常生活の状況掌握と変化への早期の気付きに繋がります。また、民生委員等が訪問時に良き話し相手となることで、孤独感の解消が図られます。 ・給食サービス休止中（6月～9月）に月2回実施している「友愛訪問」を継続して行い、一年を通して途切れることなく見守りを行います。
14		生きがい対応型デイサービス事業	継続	7	13	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の介護予防を目的に、引きこもり高齢者の外出機会創出による孤独感の解消や生きがいづくりの場を、ボランティアの協力を得て提供します。 ・傾聴ボランティアの協力や新たなレクリエーションの創出などにより、室内事業の充実を図ります。
15		紙おむつ配付事業	継続	2	3 4	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅の寝たきり老人等で、常時おむつを使用している方の清潔な保健衛生の確保と、経済的負担の軽減を図ることを目的に、四半期に1回利用可能な紙おむつ引換券を配布します。 ・引き換え協力店舗の拡大や宅配サービスができる協力店舗の採用により、引き続き利用者の利便性を向上させます。
16		福祉用具貸出事業	継続	2	3 4	<ul style="list-style-type: none"> ・ケガや病気等により、一時的に車イスや松葉杖等を必要とする方の在宅生活を支援するため、当会が保有する福祉用具を無料で貸し出します。 ・管理、点検を適切に行います。 <p>なお、申請の際に賛助会費の協力を依頼します。</p>
17		福祉車両貸出事業	継続	2	3 4	<ul style="list-style-type: none"> ・心身障害者（児）及び高齢者等の社会生活の利便と生活圏の拡大を図ることを目的に、車椅子のまま乗れるスロープ付き車輛4台の貸し出しを行います。 ・高齢者サロン等を開催するボランティアグループへの貸し出し等を通して、利用者の拡大を働きかけ、引きこもりがちな高齢者の外出機会を増やしていきます。 ・法定点検や日常点検、清掃を適切に行います。

【平成30年度事業計画】

NO	実施事項	事務事業名	方針	活動計画		事業内容
				宣言	アクション	
18	共同募金配分金事業	共同募金配分金事業（赤い羽根）	継続	-	-	・昨年度に集められた赤い羽根募金の千葉県共同募金会から栄町支会への配分金を、当会が実施する地域福祉活動事業に配分し、事業の充実を図ります。
19		共同募金配分金事業（歳末たすけあい）	継続	-	-	・千葉県共同募金会栄町支会が実施する歳末たすけあい運動で集められた募金を、当会が行う歳末見守り活動（おせちの配付）や、地域福祉団体が行う歳末たすけあい活動や高齢者歳末地域交流事業への支援等に配分して地域に還元し、事業の充実を図ります。
20	貸付事業	生活福祉資金貸付事業	継続	2	4	・低所得者や高齢者等の生活資金借入の相談窓口として、県社協の生活福祉資金貸付制度を用途に合わせて活用し、生活を経済的に支援し、社会参加の促進を図ります。 ・生活困窮者相談員と共に、資金借受後の生活が安定するまで、よりそい相談等支援を継続して行います。
21		福祉貸付一時金事業	継続	2	4	・他の貸付制度を利用できない低所得者等に対し、応急的な資金の貸付やフードバンクを活用した食糧提供を行い、生活の安定と自立更生を支援します。 ・生活困窮者相談員と共に、資金借受後の生活が安定するまで、よりそい相談等支援を継続して行います。
22	児童クラブ運営事業	児童クラブ運営事業	継続	1	2	放課後に家庭での保育が出来ない児童に対し、布鎌小学校の教室を利用し、児童の健全な育成を行います。
23	収益事業	自動販売機設置事業	継続	-	-	・社会福祉事業への充当財源確保のため、「福祉の自販機」を強調したPRを行いながら、その利用促進を図ります。 ・設置業者に対し、新規設置場所の提案やイベントなどの情報提供を行い、財源の増加を促進します。